

令和４年度（２０２２年度）第５回吹田市入札等監視委員会 議事録

- １ 開催日時 令和５年１月５日（木）午後１時３０分から午後４時３０分まで
- ２ 場 所 吹田市役所 高層棟４階 特別会議室
- ３ 出席委員 （委員長職務代理者）高橋 明男
（委員） 小野 憲一

４ 会議の概要

契約候補者の選定にあたり、プロポーザル方式の実施を予定している次の案件について、所管室課の担当者同席の上、その実施の適否の審議を行った。

案件	案件名
１	グループウェア再構築及び保守運用
２	ヘルプデスク委託業務（システム高度運用業務）
３	新税務システムの再構築・標準化対応及び運用保守業務
４	吹田市住民記録システム再構築（標準化対応）業務
５	吹田市国民健康保険課業務委託
６	下水道管路施設維持管理等業務
７	吹田市下水道設備台帳システム構築・保守委託業務
８	学事・援助金システム構築支援業務
９	欠番

５ 議事録

○高橋委員長職務代理者 梶委員長が事情により御欠席されていますので、委員会規則第４条第３項の規定により、本日の委員会は、私が委員長の職務を代理いたします。皆様よろしくお願いいたします。本日は委員の半数以上の出席がありますので、委員会規則第五条第２項の規定により、本委員会は成立していますことを報告させていただきます。それでは、早速、次第１の予定価格１,０００万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否について審議を行います。事務局から説明がありましたように、本日の案件９については取り下げて欲しい旨の依頼がありましたので、欠番とし、本日は８件の審議を行います。

次第２ 抽出案件の審議について

【案件１】グループウェア再構築及び保守運用

- 高橋委員長職務代理者 資料は事前にいただいておりますので、担当課から補足することがあれば、説明をお願いいたします。
- 情報政策室 資料の修正があります。
- 高橋委員長職務代理者 委員の方からの質問に移りたいと思います。
- 小野委員 今度の新しいグループウェアの再構築ですが、今行っている市のいろんな業務プロセスと、その新しいグループウェアというのが必ずしも合わないような場合には、市の業務プロセスの方をそれに合わせていくが必要になるわけですね。そういう業務プロセスの変更に対する支援というのも、この委託業務の中に入っているのでしょうか。
- 情報政策室 おっしゃるとおりでございます、クラウドサービスの利用というところを前提で考えていまして、どうしても業務プロセスとシステムとのこのミスマッチが、一定発生すると思っています。そういった部分についても、このプロポーザルで提案していただいて、事業者の方に支援いただくことを想定しています。
- 小野委員 その業務プロセスの変更の規模は、割と小さな工夫で足りるのか、あるいは割と大規模なプロセスの変更になるのか、そういう規模感というのはどんな感じでしょうか。
- 情報政策室 規模感でいくと、現行のグループウェアについて、オリジナルのグループウェアを我々の業務に一定合わす形で構築できた実例がありますので、ものすごく大きな変更とは考えていません。
- 小野委員 業務プロセスの変更によって、業務量と言いますか、職員の数にも影響するかもしれませんが、その点はいかがでしょう。
- 情報政策室 人口も減っていますので、それに合わせて、今後、よく 2040 年問題と言われるように、職員の数も自然に減ってくると思っていますので、ICT の利活用によって、カバーしていくということを考えていまして、積極的に職員を削減するというような目的の導入ではないです。
- 小野委員 分かりました。
- 高橋委員長職務代理者 梶委員長からの質問がありますが、これに関しては、おそらく本人じゃないと何とも言えませんが、回答で了解されるのではないかなと私自身は思います。
- 高橋委員長職務代理者 職員においては、常時システムを立ち上げておくような感じなんですか。
- 情報政策室 おそらく、今もそうしている職員が大半かと思われます。
- 高橋委員長職務代理者 他市がどんな状況なのか、今伺っただけでよく分かりませんが、こういうのを運用しているところ、他にあるのでしょうか。

- 情報政策室 グループウェア自体は、中核市以上だと多分どこの市も入れているようなものなので、多分、現在の状況でいくと、ほとんどの市は入れていると考えていただいて大丈夫だと思います。
- 高橋委員長職務代理者 ただ、他の市も使っているようなものがあるのだったら、パッケージをそのまま購入するということをすれば、やっぱり現在の機能とのすり合わせとか、現在の機能に備わっていないものも、あったりするのですかね。そういうことで、パッケージを購入するのは難しいということでしょうか。
- 情報政策室 そういう意味では、今の業務と新システムで一致しない部分はどうしてもあることは受け入れたうえで、クラウドもパッケージと同じように、既にあるものを利用するといったような形態にはなるのですが、そういったものを取り入れようというふうに考えております。
- 高橋委員長職務代理者 そのクラウドのサービスを使うということは、今回の場合必要なところだということが分かりましたが、そうすると、現在の吹田市の独自のこのグループウェアのやり方をできるだけ生かして、しかしクラウドを利用する形で、言わば独自のシステムを作ってくださいというのが、この案件という理解でよろしいですか。
- 情報政策室 今から入れようとしているシステムは、パッケージになりまして、クラウド上のサービス利用の形になりますので、システム上の設定とか、機能の組み合わせによって独自性は一定は出るのですが、多彩な機能がもう既に搭載されているようなパッケージになりまして、それをどう利用していくかという形で、独自部分をどうカバーするのかってところだと考えています。
- 高橋委員長職務代理者 そういうふうなグループウェアについては、どれぐらい業者数が、他の市も含めてあるのですか。
- 情報政策室 製品としては、大きな製品で2つあります。事業者としてはその製品を代理店みたいな形で売っているところもありますので、何者来るかと言われると、事前にRFI、情報提供依頼していますが、その時は3者来ていますので、そのぐらいは来るのかなと想定はしています。
- 高橋委員長職務代理者 その2つともが、それぞれ3者のうち2者使ってという形で、応札してくれるだろうという見込みですか。
- 情報政策室 そうですね。その2つ、プラス、メジャーではないところも加わってくるのかなと思います。
- 高橋委員長職務代理者 特にこの案件について、問題はないというように思いますので、プロポーザル方式での実施をしようというふうに判断いたします。

【案件2】ヘルプデスク委託業務（システム高度運用業務）

- 小野委員 現在のヘルプデスクは外部委託ですよ。現在の委託料は年間、幾らですか。
- 情報政策室 現状の金額ですが、概ね年額1,200万円程度です。
- 小野委員 そうすると、今回の業務委託は執行予算額が3年で3,672万ということで、

年間にすると 1,200 万で現状と変わらないことになるのですか。

○情報政策室 失礼いたしました、現状は 1 人常駐で、金額は年間 800 万円程度です。

○小野委員 新しい業務委託になると 1.5 倍ぐらいに金額が膨らむということですね。そして委託の業務の提供の仕方として現状は常駐が 1 名ということですが、新しい業務委託になるとどういう形になるのでしょうか。

○情報政策室 こちらについては、提案をいただきたいと考えていまして、常駐していただいて、何か庁内でシステムトラブルが発生した場合には、対応していただくということが検討材料として考えられますが、どのようにサービスレベルを維持又は、向上できるのかということも含めて提案いただきたいと考えています。

○小野委員 現状のヘルプデスクはどの程度使われているのですか。

○情報政策室 昨年度実績で言いますと、年間 4,521 件、5 年前ですと、年間 3,242 件ということで、大体 5 年間で 1,200 件増えているということになります。1 件当たり 5 分から 10 分、又はそれ以上時間がかかるということになります。現状問い合わせ件数は、非常に増えているというのが実態となっています。

○小野委員 その取り扱い件数は、今後増えるという見込みでしょうか。

○情報政策室 現状はグループウェア等の限られた内容に限ってということになります。今回やりたいと思っているのは、他にも色々なシステムがあり、ヘルプデスクが対応していないものも含めて対応していただくということを考慮していますので、件数自体が増えると考えています。

○小野委員 追加される作業として、色々なユーザー登録作業等が新しく加わるということでしょうか。

○情報政策室 はい。

○小野委員 ユーザー登録作業は、従前、職員が自分でしていた業務になるのですか。

○情報政策室 例えば、アカウントと言っても、グループウェアのアカウント、パソコンに入るためのアカウント、各種のシステムにそれぞれに職員が使うための設定作業があり、それらが増加しています。

○情報政策室 予算規模の話ですが、現状の予算要求額等、修正をさせていただきます。今手元に正確な数字がなく恐縮なのですが、大体、年間 4,000 万円程度の委託料を見込んだ事業計画を今立てているので、3 年間になると 4,000 万掛ける 3 で 1 億幾らかになっています。

○小野委員 この資料に書いてある執行予定額 3,672 万が、かなり膨らむ予定なのですね。

○高橋委員長職務代理者 現行のヘルプデスクと、今回の新しく委託するヘルプデスクでは扱うシステムが増えるのですか。

○情報政策室 そのとおりです。

○高橋委員長職務代理者 この委託の場合には、現在の対象は 15 システム以上でそれに関連するものを加えるとさらに増えると書いてありますが、そういうものも全て対象にするということですか。

○情報政策室 今現在委託しているものに加えて、例えば、メールの仕組みや設定等、庁内

のテレビ会議のためのテレワークシステム等々も、現状のヘルプデスクの中には含まれていません。こうした今すべて職員が行っているものを、すべて事業者の方に任せていきたいということで拡大していこうと思っています。

○高橋委員長職務代理者 それぞれのシステムで、今回の業者とは別の事業者が運用しているものがあるのですよね。そういう場合にはロジスティックスの機能を果たすというイメージですか。

○情報政策室 今回のヘルプデスクはすべて解決するというものではなく、それぞれのシステムはそれぞれの仕組みでしか対応できない状況になりますが、まずは一次受けという形で、お話を聞いて本当にそのシステムがおかしいのかという切り分けをすることを念頭に置いています。切り分けをしたうえで、例えば、システムがおかしいというお問い合わせでいただいたものも、実は回線がおかしかったというようなことも判明すると考慮されます。そこから、実際のシステムの保守業者に繋ぐというような一次受付窓口の性格を持っていると考えています。

○高橋委員長職務代理者 個別のシステムに関して、また別のヘルプデスクがあることはないのですね。

○情報政策室 そうしたサービスを入れているシステムもあります。そうした一次受けができるシステムを持っているところは、速やかに引き継ぎを行う等して、内容が重複しないように設置をするのが望ましいと思っています。

○高橋委員長職務代理者 今回の委託でどこまで一元的に解決できるのかが少し見えないのですが、結局、また個別のシステムの方で対応することになったら、二重にお金がかかってしまう可能性があるかなという気がします。このシステムでかなりの程度解決できて、それぞれのシステムのヘルプの機能も吸収できるのだったらそれでいいのですが、その辺りは、プロポーザルの内容の審査のところで十分見極められるのですか。事業者はできますと返事をして、実際に動かしてみても、やっぱり、それぞれのシステムの固有の問題があって、このヘルプデスクが単なる受け渡しに過ぎなくなってしまうたら、少しもったいないという感じはしますから、プロポーザル審査だったらかなり踏み込んで具体的な問題等、それぞれのシステムに関してきちんと対応できる提案になっているかどうかを確認しないと、少し費用が心配なところがありますよね。

○情報政策室 そうしたノウハウやスキルを備えた事業者と作業していきたいと思っていますので、単純な丸投げというようなことがないように、審査の内容に加えられるようにしていきたいと思います。

○高橋委員長職務代理者 費用が随分かかるみたいなので、それなりの機能をきっちり備えた仕事をしてもらわないといけないと思います。

○情報政策室 ヘルプデスクの委託業務というのがありますが、色々な問い合わせ以外にもシステムやネットワークを安定して動かすための業務がありますので、かなり高度なIT技術等で運用している部分が沢山あるので、そういったところまで含めて、専門的なシステムやネットワークといった運用ノウハウをいただきながら安定稼働させていくところも含めた委託を考えています。そういった中で、運用そのものを全体的に最

適化することが基本的な考えになっていますので、その辺りを中心にプロポーザルで提案を求めていくことになると思っています。

○高橋委員長職務代理者 今回の契約は 3 年間ということですが、同じ業者になる可能性は高いとみた方がいいのですか。その時は随意契約になるのかなと思うのですが。

○情報政策室 一義的には競争が働くような仕組みを考える必要あると思いますが、現実問題としては現行事業者が 3 年仕事をするとノウハウがかなり事業者に蓄積をされていくので、ノウハウを形にして引き継いでいただくという形で、競争が働くような仕組みを作ろうと思っています。実際問題としては、3 年間の経験を持った事業者が有利になるのは否めないのかなと思います。

○高橋委員長職務代理者 3 年後、次の段階でもう 1 回プロポーザルをすることを一応予定されているのですか。

○情報政策室 3 年後の調達がどうなるかはまだ分かりませんが、今回の業務で運用のノウハウが大きく変わっていると思います。その中でそれを我々がどう評価したうえで、運用が確立できれば入札という形をとれるかもしれませんが、あるいは高度なノウハウで市が入りきれないのであれば、また改めて 3 年後にプロポーザルをすることはあり得ると思います。

○高橋委員長職務代理者 随意契約をすることもあり得ないわけじゃないという意味ですね。

○情報政策室 そうですね。サービスを提供する方の事情等、市場の状況は絶えず収集していく必要があると思いますが、現時点で選択肢として随意契約が排除されるのではないと思います。

○高橋委員長職務代理者 基本的には入札ができれば一番良いし、それが出来なかったらプロポーザルとするし、それも出来なければ随意契約という順番を想定されているということですね。

○小野委員 今度のプロポーザルですが、手を挙げてくる事業者は何者ぐらいあると見込んでおられますか。

○情報政策室 他市調査も行いまして、3 者から手を挙げていただけるのではないかと見込んでいます。

○小野委員 現在ヘルプデスクを担当している業者も含まれているのですか。

○情報政策室 含まれています。

○小野委員 その業者が有利になる要素はあるのですか。

○情報政策室 実際問題として、現状の本市の仕組みを熟知しているということはあると思いますが、その他の提案要素の比重を高くする等々により、公平な審査ができるように配慮していきたいと考えています。

○小野委員 予算規模が膨らむのであれば、それに応じた業務を出来る事業者を選定することが必要になると思います。

○高橋委員長職務代理者 それを踏まえたうえで、プロポーザルで実施していただくことは問題がないと思います。この案件については、当委員会ではプロポーザル方式での実

施が適しているものと判断いたします。

【案件 3】税務システムの再構築・標準化対応業務

- 小野委員 市の税務業務の中には標準化対象外システムが含まれるということですが、これは将来的に、市として標準化を進めるという方向で考えているということでしょうか。
- 税制課 標準化の対象外システムの定義ですが、標準化対象システムは、国でこのシステムという形ではっきりと決まっているものになります。吹田市の標準化対象外システムは、税制課でいうと例えばたばこ税、入湯税、全国では比較的小さい部分になりますが、そういったものが国の方の標準仕様書の中にはまだ記載されていない、標準化の対象になっていないシステムになります。それらの税目についても、標準化対象になりましたら、市の方でもそれに沿って標準化はしていくという形になっています。
- 小野委員 そういう意味なのですね。分かりました。税務システムを再構築するに当たって、現在、行っている業務プロセスをそのシステムに合わせないといけない部分はあるのでしょうか。
- 税制課 今の運用に合わせてシステムをカスタマイズして、使いやすいシステムとしていところを、国が決めた標準システムというものになっていきますので、それに合わせてこちら側の業務フローを変えていくという形を考えています。
- 小野委員 市の業務フローを変えることについての協力も、この業務委託の中に入っているのでしょうか。
- 税制課 そちらについても委託範囲に入っています。
- 小野委員 大体の感覚で結構ですが、大きく業務フローを変えなければならないのか、それとも、マイナーチェンジぐらいで対応できるのか、その辺りはどうなのですか。
- 税制課 フィット＆ギャップという言い方しているのですが、今現在、どれぐらいのシステムの的なギャップがあるかを確認しているところで、どの程度のギャップがあるかは今お答えできる段階ではない状態です。
- 高橋委員長職務代理者 梶委員長からの質問で、契約期間に関して質問をされていて、回答資料で、今回のプロポーザルの契約予定期間は 1 年半になっていますよね。現在税務システムの契約期間が 10 年間となっていて、現行ベンダーからの見積提示が 5 年間となっていますが、この辺りについてもう少し分かりやすく説明していただけないでしょうか。
- 税制課 契約期間は、現行契約が 10 年間という話ですが、その中身は、構築期間に 2 年程度、運用保守に 8 年程度という形で約 10 年という契約になっています。今回は構築のみの契約で予算を計上しているため、約 1 年半の契約でプロポーザルを実施する予定です。さらに構築した業者と、その後保守契約が必要になるので、まだ期間が決まっていますが、その部分は何らかの形で契約をして、5 年あるいはそれ以上の複数年の契約をすることを想定しています。

- 高橋委員長職務代理者 今回の説明だと 1 年半のシステムの再構築標準業務の部分で対応した委託事業者が、基本的にはその後の保守運用業務も担うことになるのですね。
- 税制課 はい、そのとおりです。
- 高橋委員長職務代理者 それは随意契約でということを想定されていますか。
- 税制課 はい。
- 高橋委員長職務代理者 今のところそれが何年なのかは分からないということですか。
- 税制課 はい。
- 高橋委員長職務代理者 最初のこの 1 年半で、システムの構築対応を終えるということですね。
- 税制課 はい。
- 高橋委員長職務代理者 その後の運用は別の業者でも出来るのですか。
- 税制課 基本的にはシステムを構築した事業者でないと保守はできません。中身の運用保守は、中の不具合やエラー等の対応をしていくものですので、それを確認するのは構築した業者でないと難しいところになります。
- 高橋委員長職務代理者 標準外になっているものも将来的には標準の中に入る可能性もあるわけですが、そうなった時はどのような契約形式になるのですか。
- 税制課 基本的にはベンダー側も標準準拠パッケージという形でパッケージを出していきますので、その後、国が税目を追加してくると標準仕様書が変わります。その場合はそれに合わせたパッケージのバージョンアップを事業者が行うことになりますので、契約上追加費用がかかるかは、はっきりしたことは言えないのですが、バージョンアップ等で標準対応はしていくということを想定しています。
- 高橋委員長職務代理者 標準化の方に組み込む必要があれば、システム自体を変えていくということですね。
- 税制課 はい。
- 高橋委員長職務代理者 将来、税務システムに関して、標準から外れるものがない状況になったときは、基本的にどの市も同じパッケージを使うことになると思いますが、そうすると価格のみの競争になるのですか。そういうときにプロポーザルは何か意味を持つことになるのですか。
- 税制課 原則論でいくと同じ標準仕様書に沿ったパッケージなので、同じものとも言えるのですが、標準仕様書の中に実装しても、しなくてもいい機能がかかり含まれていて、その辺りはそれぞれのシステム事業者の競争部分という形で残っていると思います。こういった機能があるからうちはこういう使いやすさがあります等です。そのため、今後はデータ連携部分やデータベース部門が統一されるので、かなりデータ移行等が以前に比べると、システムは変え易くなるのはかなりのメリットだと思います。逆に言うと、プロポーザルではそういった機能面を競争のポイントとして、見ていくことになるかと考えています。
- 高橋委員長職務代理者 プロポーザル方式をとったうえでということですね。
- 税制課 そうですね。プロポーザルの方が良いと思います。

- 高橋委員長職務代理者 基本パッケージにどの機能の部分まで足すのかということについて、プロポーザルするというイメージですか。
- 税制課 そういう想定です。
- 高橋委員長職務代理者 この案件については、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断いたします。

【案件 4】吹田市住民記録システム再構築（標準化対応）業務

- 市民課 補足部分がありまして、まず今回の業務内容について、当初は構築の部分と運用保守の部分を両方合わせて契約することを考えておりましたが、今回構築の部分だけで契約することを考えています。それに伴いまして、執行予定額も税込みで 3 億 1,570 万円。また契約期間についても、令和 5 年の 10 月 1 日から令和 6 年の 12 月 31 日の 15 か月に変更しています。
- 小野委員 今回の住民記録システムの再構築に当たっては、システムに適合させるために、現行の市の業務プロセスも変えていかなければならない部分はあるわけですね。
- 市民課 はい。
- 小野委員 そのために、市の方でどのように業務を変更する必要があるのかという点についても、この業務の中に入っているのでしょうか。
- 市民課 システム再構築の行うに当たり、今年度からコンサルティング事業者の支援を受けています。そのコンサルティング業務の一環として、市の現行業務と国が示した標準的な業務の間でフィット&ギャップの分析を行い、その差異を見いだしています。標準的な業務に対応して、市の業務をどう変えていくかについても、コンサルティング業者が、まずは補助していくのがメインになるのですが、一方で、このシステムを使ってどのような形で業務を改善していけるのかについては、やはりそのシステムを構築している業者でなければ使い勝手等分かりませんので、そういった業務改善の部分については、今回のプロポーザルで提案していただいて評価をしようと考えています。
- 小野委員 そうすると、コンサル業者がする援助も、並行して続くということですか。
- 市民課 はい。
- 小野委員 コンサル業者の知恵を借りる場合もあるし、システム再構築の業務を委託する事業者から援助を受ける場面もあるとそういうことですか。
- 市民課 はい。
- 小野委員 規模感からいうと、現在の業務プロセスをかなり変えなければならないことになるのでしょうか。それとも、それ程大きく変えなくても対応できるのでしょうか。
- 市民課 8 月から 9 月頃にかけて、コンサルティング事業者のヒアリングを受けてフィット&ギャップ分析を行ったところ、大きく変える必要はないという報告を受けています。懸念しているところとしては、次システムが変わることによって、業務を変えなければならないところがどの程度あるのか。もう一つは、システムを入れることでより良くなるところがどれだけあるのかの 2 点と思っています。

- 小野委員 今相談しているコンサルティング業者は、パッケージシステムのいくつかと現在の業務との間のフィット＆ギャップの検討をしているということですか。
- 市民課 パッケージシステムの仕様は公開されておりませんので、あくまで国から出ている標準仕様に基いた業務フローと現在の市の業務とを比較しています。
- 高橋委員長職務代理者 この住民記録システムというのは、おそらくどの自治体でも持っていないかもしれないものだろうと思います。今のような形で標準化というのが進められた場合に、吹田市独自のものは何か残る可能性があるのですか。要するに、ギャップというものが、残るのですか。
- 市民課 その部分につきましては、実装しないといけない業務、実装してもしなくてもいい任意業務、実装してはいけない業務がありまして、標準準拠システム中に入れないといけないものは外付けで願います形になります。市民課でいうと、例えば、虐待等を受けて、住民票の閲覧を禁止するというような部分を何とか住民記録システムと連携しながら、確実に閲覧禁止できるようにしていこうと話をしているところがありますので、今回そういったところも含めて、可能かどうかを検討しながら考えていきたいと思っています。このようなものは、この後も出てくる可能性がありますし、今後それが出てきた時にどうするかは、またベンダーと話していきたいと考えています。
- 高橋委員長職務代理者 そういう意味では虐待やDVの場合は、以前に被害を訴えている人が市に登録していると状況を把握しているので、その加害者がアクセスしようとした時に断るとというのが今言われた話ですね。
- 市民課 そうですね。今もシステムで注意のフラグが立つのですが、その情報をそれぞれ紙ベースや、違うシステムの中で記録を残しているのですが、連動することによって、来られた方の相談記録等をいち早く検索したうえで、待たせずに、また確実にストップがかかるシステム連携ができるかを、現在市民課内で検討しているところです。
- 高橋委員長職務代理者 虐待やDV等に対しては、それぞれの市が独自で行うしかないですね。弁護士さんが職務として行うというのは法律的な話ですが、それ以外のものに関しては、法律は規定していない部分ですね。
- 市民課 支援措置の部分は、国から通知が来て、各市町村で必ず行っている業務です。必ず住所地で申請をして、本籍地に戸籍の付票という形で住所の履歴がありますので、止めるために連絡してすぐロックをかける必要があります、今回の標準システムの中でもその申請書を打ち出す機能は仕様書の中には入っていますが、吹田市では、今後それを管理する部分の強化が必要でして、その部分を何とかしていきたいと考えているところです。
- 高橋委員長職務代理者 そういう部分はどの自治体もしていますよね。
- 市民課 そうですね。
- 高橋委員長職務代理者 だとすると、そのようなものに関しても、標準化にプラスする機能として将来的には出てくる可能性もあるのですか。それに合わせて、市も変えていく必要があるということになるのですか。
- 市民課 実際にはそのような標準の仕様書を国が作成すれば、市もベンダーに話をして

バージョンアップする形になると思います。

○高橋委員長職務代理者　今回はシステムの再構築のところにに関してだけ、まずはやりましょうということですね。だからその後のことに関しては、その業者に引き継いで行ってもらうかどうか等含めて先の話ですね。

○高橋委員長職務代理者　この案件については、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断いたします。

【案件 5】吹田市国民健康保険課業務委託

○国民健康保険課　補足として変更点がありましたので、説明をさせていただきます。RFIの結果を踏まえて、契約期間、準備期間、実施期間等に少し変更がありました。まず初めに、契約の終期が令和11年3月31日としていますが、令和12年1月31日までに変更しています。準備期間につきましても、それに伴い令和6年1月31日としていたものが、令和6年8月31日までに変更となっています。また実施期間も令和6年2月1日から令和11年3月31日としておりましたが、令和6年9月1日から令和12年1月31日までに変更となっています。それに伴い、12ページの契約履行予定期間の終期が令和11年1月31日としていたのですが、令和12年1月31日に変更となっています。

○小野委員　プロポーザル方式採用予定業務説明書の中にどの部分を委託するかという説明の部分に、定型的な業務の一部を民間事業者に業務委託するという文言があるのですが、この一部というのは何か基準があって切り分けているのかと思うのですが、どういう基準でこの一部を切り分けられたのですか。

○国民健康保険課　国がガイドラインで示す必ずしないといけない業務は、定型業務であっても我々が実施し、それ以外の民間事業者にお任せできる部分をお任せしようということで行っています。

○小野委員　一部と言いながらも、かなり大部分を委託するという形になるのでしょうか。

○国民健康保険課　おっしゃるとおりです。

○小野委員　核となる部分は市が行って、それ以外の民間で出来るものについては民間に委託するという理解でよろしいでしょうか。

○国民健康保険課　おっしゃるとおりです。

○小野委員　それから私がお聞きした質問の中で、個人情報保護についてどのような方策を採るのかについて回答をいただきましたが、担当の方としてもこれでおそらく足りるという判断ですか。

○国民健康保険課　基本的に調達等で条件を絞ること、あとは従業員の教育を行っていることの確認、会社の立ち入り検査で十分と考えています。

○高橋委員長職務代理者　いわゆる公権力の行使に当たるものを除外するということが、そうすると広い意味での窓口業務というイメージだと私は理解したのですが、それで良いでしょうか。

- 国民健康保険課 現在、業務の範囲の絞り込みを随時行っていて、判断等が伴うものは、窓口業務であっても、引き続き市の方で行うことも検討しています。
- 高橋委員長職務代理者 判断を伴わない場合は、機械的にできる作業ということになるのだらうと思うのですが、その場合に、通常ならばこれはプロポーザルでやらなくて良いのではと思うのですよね。確かに価格だけになった場合に、その質の保障というのが問題になるというのは指摘できるのですが、ただ今回の業務をプロポーザルでするほどの意味が少し良く分からないのですが、例えば、標準化対象外の窓口の混雑緩和等の業務は人を増やすぐらいしかないのではと思いますが、どういうことをプロポーザルで審査される予定ですか。
- 国民健康保険課 審査項目につきましては、先行して窓口やバックヤードの業務を委託している高齢福祉室の介護保険の業務を参考にしようと考えています。主に国民健康保険課でも、繁忙期の6月頃につきまして窓口で2時間ぐらいの待ち時間があるので、そういった窓口の混雑緩和等を他市では民間事業者でしているところもあるので、我々が思いつかないような御提案をいただきたいということで、プロポーザルで評価したいと考えています。
- 高橋委員長職務代理者 それは、他市に聞けば分かる話じゃないのですか。
- 国民健康保険課 現在、色々RFIという情報提供依頼をいたしまして、今5者くらい手を挙げていただいています。個別にヒアリングをしていまして、やはり事業者によって色々なやり方があったことが分かりました。窓口の混雑緩和のために、人数を増やすだけでなく、経験者をどれだけ入れるのか、業務を分担して、まず一次切り分けをどんどんする等、事業者によって一つの業務であっても、色々な方法論を持っていると思っています。事業者の積み上げた経験を評価したうえで、業務に当たっていただきたいと思っています。
- 高橋委員長職務代理者 この国民健康保険の業務をプロポーザル以外でしている自治体はありますか。
- 国民健康保険課 調査した限りではありません。
- 高橋委員長職務代理者 すべてプロポーザルでしているのですね。
- 国民健康保険課 そうですね。考えられるのはプロポーザルの2回目3回目の場合は、もしかしたらこちらの方でも仕様が書ける可能性はあるのかなと思います。そうなりますと、価格競争になりますので、ある意味、費用対効果というものは上がってくると考えています。1回目は全てこちらで完璧な仕様書が書けるかというと、少し不安なところもありますし、むしろプロポーザルで事業者を選ぶ方が、より良いものが導入できるのではないかと考えています。
- 高橋委員長職務代理者 とにかく業務を上手くスムーズにするためのやり方をノウハウも含めて教えてもらい、それが上手いけば、それを新たに仕様として、質が低下しないように価格競争してもらおうということによろしいですかね。
- 高橋委員長職務代理者 この案件については、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断いたします。

【案件 6】下水道管路施設維持管理等業務

- 小野委員 第 1 期業務では受託者の企画技術提案が業務の効率的かつ確実な履行管理に有効であると評価しているということですが、この企画技術提案の具体例を教えてください。
- 管路保全室 いくつか提案があったのですが、例えば住民対応において、住民の方から要望や苦情があったときにその受付情報や対応状況を市も把握することを契約時に求めているのですが、現受託者から、クラウドシステムでの管理という提案を受けて実際にそれを現在の業務の中で運用しています。そうすることによって、共同企業体の構成企業、市の担当職員も、現在どういう下水道管路施設に関する要望が住民からあり、その内容がどういうもので、その後の対応がどういうものか、対応がどういう進捗かを確認することができるようになっていきます。日々の日常の維持管理についての対応が適切かどうかという業務管理等、市の職員もそのような状況を写真や動画で確認をすることが出来るので、市の職員の技術力の確保といった点でも役に立っているところがありますので、今回の次期業務を発注するにあたって、そういう技術提案をより引き出す形で、プロポーザルで実施したいと考えています。
- 高橋委員長職務代理者 現在既に委託を行っていて、その規模を拡大する内容だということですが、第 1 の受託業者が引き続き、第 2 期に応募する可能性は十分あると思うのですが、吹田市の 3 年間の経験があるので、相当程度吹田市の実情に応じた形で、きめ細かな提案をされると想像すると、現行事業者が有利になるでしょうね。
- 管路保全室 そうですね。実際業務を経験している部分は大きいと思います。
- 高橋委員長職務代理者 その点で吹田市の業務に関して他の競争事業者は勝ち目がないということになりますが、それをどういう形で補うというか、他の競争事業者との比較評価はどうされる予定ですか。
- 管路保全室 プロポーザルですので、基本的に参加していただいた企業からの、技術提案を受ける形になると思います。確かに、吹田市で実施しているという地域事情的なもの等、知っていることで有利に働く部分はあると思いますが、維持管理に関する内容、特に特別な背景や特殊な事情を含んでいるものはさほどありません。ですので、例えば一般的な維持管理で言うと、カメラやドローンでの調査等、新技術を使ってですとか、マンホールの下にミラーみたいなものを入れたりして、まずスクリーニングするというようなことをしているのですが、そういったところも無人で行える機械も技術的にはあります。そういったものを提案いただいて、例えば期間を短くすることができるのであれば、当然そういう新技術というところでの評価ができると思います。今、ご意見をいただいて、改めてそのプロポーザルを実施するに当たっての評価点の一つとして検討する価値はあると考えています。
- 高橋委員長職務代理者 実績は評価されると思いますが、当然それは他市での実績もあるのでしょうから、そこで上手くいっているのであれば、吹田市で上手くいっている現行業者と同じように評価できる点だろうと思いますし、現行業者では無いやり方を他

市では取り入れているという場合や、実績ではないけれども、これができる等があれば評価できるような、要するにプロポーザルをしたけれども、現行業者とそのまま契約しましたというような、初めから勝負が分かってしまうような形の評価にはならないように工夫はしていただきたいと思います。

- 高橋委員長職務代理者 この案件については、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断いたします。

【案件 7】吹田市下水道設備台帳システム構築・保守委託業務

- 水再生室 補足事項になるのですが、今回下水道設備台帳システムということですが、対象が下水処理場になりまして、約 3,000 から 3,500 ぐらいある処理場に関する設備を管理するシステムということで考えています。

- 高橋委員長職務代理者 案件 6 は下水道の管路で、こちらの方は下水処理場とポンプ場に関しての台帳システムということですね。

- 水再生室 はい。

- 小野委員 この業務の契約期間が令和 5 年 9 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日と 6 年半という長期になっていますが、長期の契約である必要性について、どのように考えたら良いでしょうか。

- 水再生室 システム構築として、まず令和 5 年度、6 年度で考えていますが、それが費用の中の大半を占めますので、その後の保守にかかる費用は少ないので、他市の事例を見ても大体 5 年程度が多かったのも、システム構築から 5 年間は運用し、その次に向けてまた次のシステムを考えていくという形にしています。そして費用面を考えるとある程度運用期間も長めの方が年割にすると安くなると考えています。

- 小野委員 要するに次の更新時期まで一括してという形での契約だということですかね。

- 水再生室 そうですね。一応、その保守契約も構築した後に考えていまして、構築した事業者にお任せすることになりますので、その契約も一本で任せて、今回の契約の中で審議したいと考えています。費用面では、後々契約すると高くなるので、そこも含めて審議して、令和 5 年から令和 11 年まで契約したいと思います。

- 高橋委員長職務代理者 今回このシステム構築の保守委託を一本化するということは、システム構築と保守委託を切り離すことができないという判断があるのですかね。

- 水再生室 このシステム自体が、下水処理場のシステムで、ある程度専門の事業者にお任せする必要があるのも、保守と構築自体を切り離すのが少し難しいと考えています。

- 高橋委員長職務代理者 こういった業務の委託は、他市でも大体プロポーザルですか、それとも、プロポーザルでないところはあるのですか。

- 水再生室 プロポーザル以外でしているところもありますが、我々が見聞きする中ではプロポーザルでしているところは一定数あります。調べる限りでは指名競争入札のところもありますが、指名になると仕様書に基づく金額の勝負になるので、やはり市の求めているものでない者が入って来ることを考えると、価格だけで決めるのは少しリス

クがあるかと思います。

○高橋委員長職務代理者 要するに仕様書で決めてしまって、プロポーザルで提案してもらう機能等を見逃してしまうのを少し避けたいということですかね。そういう機能というのは、プロポーザルで提案してもらわないと分からないのですか。

○水再生室 まだ下水道の設備台帳システムというものが確立されていなくて、発展途上の状態で、例えばこのシステムから最終的には、点検データや、維持管理情報を全部蓄積して故障データも含めて長期的な視点で効率的に管理し、更新計画を立てていくというところが最終目標なのですが、今、完全に確立されていないので、良いものを今探している段階なので、よりよい提案をしてもらえるところはあると思います。

○高橋委員長職務代理者 直営するところもあると思いますが、このようなものについて委託しているところはどれくらいですか。

○水再生室 直営でしっかりしたものを作っているというのはあんまり聞かないです。

○高橋委員長職務代理者 そうすると、プロポーザルの契約方式をベースにして、ほぼ委託しているということですね。

○水再生室 そうです。機器点数が多いのと、データとして取り込むだけでしたら、3,500あるシステムの管理もできないことはないと思いますが、それを活用して管理するには一定の知識ですとか、システムの開発能力が必要となるので、私たちが聞いた限りでは直営でこのようなことをしているところはないです。

○高橋委員長職務代理者 そうすると、今開発途上でこのようなシステムをどの市でもしているのだったら、標準化できて良いのではという気がするのですが、それは難しいのですか。

○水再生室 この業務に関して言いますと、最終的なストックマネジメントというのは、リスク評価ですとか、その保守、健全度評価、故障が起きたときのリスク等を考えながらしていくので、リスクや健全度を出す基準が、色々なデータを組み合わせていかないと、ただ単に10年経ったら替えるというわけにはいかないで、なかなかはっきりと決まってない状態です。国交省が下水道を所管していますが、こういうことを全国的に標準化するために、整理してガイドラインを作っているところですが、まだその作業も追いついていません。これからどのように導入していくとか等、どこかの段階では、徐々に標準化になっていくと思いますが、今はまだ過渡期という状況です。今年度中に、国交省の下水道部と下水道協会で、この下水道の台帳システムの導入の手引きを整理しようとしていまして、それは維持管理情報を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドラインに準拠した形で作られると聞いていますので、私たちもそれを参考にしてシステム構築の仕様書等を作っているところです。

○高橋委員長職務代理者 先ほどのリスクや評価など健全度の判定基準が独自過ぎて、他には使っていないような基準を吹田市も採用できないと思いますので、ある程度の汎用性はないと困ると思うのですが。ゆくゆくは標準化の方向に向かっていくので、そうすると、それを使用することも出来ると思いますが、現段階では、プロポーザル以外のやり方ですするにはまだ技術的な点が詰まっていないということですね。

○高橋委員長職務代理者 この案件については、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断いたします。

【案件 8】学事・援助金システム構築支援業務

○小野委員 業務説明書の中で、システムを導入するに当たって、現在行っている市の業務システムも、標準化に向けて変えていくという内容になっていますが、標準化出来ずに残る部分もあるのでしょうか。あるは、どういうものが標準化できないものとして残るのかという点はいかがでしょうか。

○学務課 国で学事援助金システムという部分が標準化されまして、それ以外の吹田市独自の部分については、標準化はされていないので、残されることはあり得ます。ただその標準システムと連携ができるように、改修等を行う必要があります。改修ができなければ、再構築を行わないといけないので、今回のプロポーザルではそういったシステムをどのように構築するかという部分についても、提案を受けるという想定をしています。

○小野委員 全体の規模感が良く分からないですが、かなりの部分は標準化が求められていて、そうでない部分もあるので、両方とも並行して運用していき、その間に連携が取れるようにしましょうという理解で良いのでしょうか。

○学務課 そうです。

○小野委員 予算の額としては、2,827 万円ということで、契約期間がここに書いてあるとおりということになると、業務量はどのぐらいの人数でどのぐらいの時間を要するような業務と考えたら良いですか。3 年弱の期間で、2,827 万なので、年にすると数百万円規模の予算ということになるのですが、その数百万円規模での業務量はどれぐらいですか。

○学務課 業務の内容としましては、国が標準化で示している仕様書の部分については、大きな業務量を割く部分ではないと思いますが、本市の独自の新しいシステムと連携していくためのシステムを組み立てる仕様書を作成する部分と業務再構築を目指すので、それに沿って、なるべくシステムを入れることによって業務の負担軽減もしていきたいと思っています。業務負担軽減をするに当たっては、電子申請の取り組みであるとか電子化できる部分について、知識や技術を取り入れて情報収集していく必要があります。あとは契約期間を長めにしているのですが、実際の進捗管理の部分についても、別々に支援をいただきたいと思っていますので、実際にどれぐらいの人数が必要かというのは申し上げることはできないですが、相当の人数がそれぞれの業務について必要になると思っています。参考には業者から、見積もりを徴収している中で工数はこのぐらいというようなところはあるのですが、それを具体的に何日ということまでは申し上げることができません。

○小野委員 人口数がどれだけで、単価がいくらでということ積算しておられるのかと思いますが、そういう積算方法でしょうか。

- 学務課　そうです。
- 小野委員　積算するとこの金額になりましたということですね。昨年の 9 月の段階での調査では、近隣の自治体で現在契約締結しているところはまだないということですが、この状況は今でも基本的に変わっていないですか。
- 学務課　それ以降に新たな調査を行っていないのですが、聞くところでは、まだ検討段階のところが多かったので、そこから契約締結に進んでいるところは、あまり考えられません。
- 高橋委員長職務代理者　こういうシステムは、最初のシステム開発が一番お金かかるのだらうと思うので、吹田市が最初にすると初期費用の部分を全て負担して、他の市の方は部分開拓だけで対応できることになるので、吹田市にとって見たら他の市よりも先にしてしまうことで、割高な契約になってしまう恐れはないのかなという部分が気になっているのですが、そこはどうですか。
- 学務課　本市の独自の制度ですとか運用というところがありますので、それが他の市にすぐに活用されるかは絶対的なものではないと思います。
- 高橋委員長職務代理者　ただ、一番の標準化対応する核の部分はどこでも当然使えるものになると思うのですよね。付加的な部分に関してその分費用を支払うというのは当たり前ですが、核の部分に関して、最初にするがために、新規開発費用を引き受けてしまいませんか。
- 学務課　今回は、システム構築支援業務ということでシステム開発自体とはまた別に業務委託をする予定になっています。今回は事前にコンサルによる支援を受けるということになります。システム開発の部分は国の標準化に従って標準の仕様書があるので、それに従ってシステム開発をするので、核の部分については他市も変わりはないと思います。
- 高橋委員長職務代理者　そうだったらいいのですが、業者は最初に利益回収をしようと思わないかが少し気にはなったのですが、ただ、当然プロポーザルなので、価格に関しても価格提案とが当然あるでしょうから、競争が働かないわけではないと思います。3 者程度が応募するだろうという見込みだということですが、この 3 者ではほぼ間違いないですか。
- 学務課　そうっています。
- 高橋委員長職務代理者　3 者居れば、ある程度、価格に関しては違いがあると思いますが、応募数が少なかったら、少し懸念があったのですが。
- 高橋委員長職務代理者　この案件については、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断いたします。
- 高橋委員長職務代理者　本日の審議案件は以上で終了いたしました。審議の中で、各委から出された委員意見については、後日、事務局の方で取りまとめていただきまして、ご報告をいただいた上、確認を終えた後、また市長に報告することといたします。それでは、以上をもちまして令和4年度第5回吹田市入札等監視委員会を閉会いたします。